

国民年金の第1号被保険者(自営業などで、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

1. 申請免除(全額・一部)

前年所得が一定基準以下で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

申請免除は4段階で、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

▼申請免除の対象となる方

「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

2. 若年者納付猶予

30歳未満の方で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の納付が猶予されます。

▼納付猶予の対象となる方

「申請者本人」「申請者の配偶者」の前年の所得が、それぞれ定められた基準に該当することが要件となります。

◎申請免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までで

免除申請の対象となる所得(収入)のめやす

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※本人、配偶者、世帯主それぞれが基準に該当していることが必要です
 ※全額免除以外は社会保険料控除等の額によって変わります
 ※若年者納付猶予については全額免除の基準になります

す。また、平成20年7月末までの申請にかぎり、平成19年7月から平成20年6月までの申請ができます。

◎全額免除・若年者納付猶予は継続申請ができます。

申請時にあらかじめ申請書に継続希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても継続して申請があつたものとみなされ審査されます。

3. 学生納付特例

学生本人の前年所得が118万円以下である場合、申請書を提出し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は4月から翌年3月までです。申請は毎年必要です。

＜手続きに持参いただくもの＞
 ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
 ・認印(本人署名の場合は不要)
 ・失業などを理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」等の写し

・学生納付特例は、平成20年度有効の学生証の写し
 ○追納について
 免除を受けた期間の保険料は10年以内なら後から納めることができます(これを追納といいます)。追納することによって老齢基礎年金の年金額を満額に近づけられます。ただし、2年目を過ぎて追納する場合は、当時の保険料に計算額がつかますので、早めの「追納」をおすすめします。

◎問い合わせ
 町民課 ☎内線275

申告により、平成19年度町県民税が還付される場合があります。

税源移譲時の 年度間の所得変動に係る経過措置

平成19年に実施された税源移譲により多くの方は所得税が減り、町県民税が増えています。平成18年分の所得税は課税されていたものの、退職等により平成19年分の所得が減少して、平成19年分の所得税が課税されなくなつた方は、所得税の軽減を受けず、町県民税の増加のみ影響を受けてしまいます。このような方については、申告により納付済みの平成19年度の町県民税額(平成18年分の所得で計算)から、税源移譲により増額となつた相当額を還付します。

人的控除額の差の合計額と同額か少ない
 ※なお、平成19年及び平成20年の1月1日に大磯町内在住で、この措置の適用の対象になる可能性のある方については、7月初旬までに別途個別に通知します。

【申告方法】

平成19年1月1日現在お住まいの市区町村(平成19年度の住民税が課税された市区町村)へ、「町県民税減額申告書」を提出してください。

【受付期間・場所】

平成20年7月1日(火)～31日(木) ※土日祝日を除く。
 大磯町役場1階 税務課
 (郵送での提出も受け付けます。)

◎問い合わせ

税務課 ☎内線254

②平成20年度町県民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、所得税と町県民税の